

風向風速計発信器及び記録計購入仕様書

本仕様書は、風向風速計発信器及び記録計の購入に当たって、基本的な事項及び基準について定めたものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、設置等の性質上必要なものについては、売主の負担で行うものとする。

1 目的

下記一般大気環境測定局に設置した、風向風速計発信器及び記録計を更新し、正常な動作を維持することを目的とする。

2 対象測器名称及び数量

風向風速計発信器 3 式（検定付き）
記録計（データロガー） 3 式

3 納入場所

大田一般環境大気測定局	大田市大田町大田イ497-6
浜田合同庁舎一般環境大気測定局	浜田市片庭町254
益田合同庁舎一般環境大気測定局	益田市昭和町13-1

4 納入期限

令和7年9月8日（月）

5-1 風向風速計発信器の仕様

「環境大気常時監視マニュアル（第6版）」の必要な規格等を満たすこと。

風向風速計発信器

- | | |
|----------|--|
| ①形式 | 風車型、防滴構造であること。 |
| ②測定対象 | 風向及び風速 |
| ③測定範囲 | 風向：全方向 0～360°
風速：0.4～20m/s |
| ④測定精度 | 風向：±3° 以内
風速：10m/s以下は±0.3m/s以内
10m/s以上はその値の±3%以内 |
| ⑤伝送方式 | 2線式デジタル方式 |
| ⑥起動風速 | 0.4m/s以下 |
| ⑦耐風速 | 60m/s以上 |
| ⑧許容周囲温度 | 屋外 -20℃～40℃以上 |
| ⑨記録計との接続 | 今回更新する記録計（データロガー）に接続できること。 |
| ⑩検定 | 気象業務法第9条に定める検定に合格した気象測器であること。 |
| ⑪その他 | 測定局に設置してある既存のポールに取り付け可能であること。 |

5-2 記録計（データロガー）の仕様

「環境大気常時監視マニュアル（第6版）」の必要な規格等を満たすこと。

記録計（データロガー）

- | | |
|-----|--------------|
| ①入力 | 風向、風速、温度及び湿度 |
|-----|--------------|

②測定範囲	風向：全方向 0～540° 風速：0～20m/s 温度：-20～40℃ 湿度：0～100%
③アナログ出力	0～1V DC
④デジタル出力	LAN（10BASE-T/100BASE-TX） （環境省デジタルテレメータ標準インターフェース）
⑤電源	AC 100V 60Hz
⑥表示機能	7インチ以上のタッチパネルカラー液晶表示が取り付けられていること。風向・風速・温度・湿度の観測値をリアルタイムデータ、過去データ、折れ線グラフ、ログ情報、パラメータ設定を表示できること。風向の画面表示は16方位以上の円形表示とする。
⑦データ保存機能	各測定データを1年程度保存できること。
⑧インターフェース	SDカード、USBフラッシュメモリ等の外部記録媒体に接続することができ、風向、風速、温度及び湿度のデータを取り出せること。
⑨その他	以下の既設機器はそのまま利用するので、入力を合わせること。 (1) 大田一般環境大気測定局 温度計・湿度計 光進電気工業株式会社 FT-H (2) 浜田合同庁舎一般環境大気測定局 温度計・湿度計 光進電気工業株式会社 FT-H (3) 益田合同庁舎一般環境大気測定局 温度計・湿度計 光進電気工業株式会社 FT-H

6 据付・調整等

- (1) 契約後速やかに納入仕様書、工程表及び据付位置図を買主に提出し、その了承を得ること。
- (2) 風向風速計発信器及び記録計を上記(1)により了承を得た場所へ据え付け、所定の消耗品を交換した上で調整を行い、島根県大気環境監視テレメータシステム（以下、「テレメータ」という。）と結線ができる状態にすること。ケーブルが次回更新時までには老朽化することが見込まれる場合も、買主と協議の上、当該部分の取り替えを行うこと。
- (3) テレメータとの結線は、テレメータとの入出力の確認・調整を含め売主側の責任で行うこと。詳細については、買主の指示に従うこと。
- (4) 据付・調整完了後は、速やかに買主にその旨を文書で報告すること。
- (5) 上記(4)の報告に当たっては、設置(交換)前、設置中、設置(交換)後の写真を添付すること。
- (6) 据付・調整等の経費は、全て売主が負担すること。
- (7) 風向風速計発信器及び記録計の据付・調整等に伴い発生する廃棄物は売主の責任において撤去し、適正に処分（再生を含む。）すること。また、旧計測器については、新しい製品を販売する際の商習慣として、下取りとする。
なお、撤去日時・方法等については、買主の指示に従うこと。

7 付属品

風向風速計発信器及び記録計の納入に際し、以下の物を付属品とする。

- (1) 取扱説明書 各 3 部
- (2) 検定証書 各 1 部

8 定期点検等

環境大気常時監視マニュアル（第 6 版）に基づく定期点検は、納入後概ね 1 年以内に令和 8 年度保守点検として売主が行う（日常点検は島根県が行う。）。

ただし、細部事項について必要と認めたときは買主と協議すること。

9 アフターサービス及び緊急時対応

- (1) 風向風速計発信器及び記録計の消耗部品、定期交換部品及びその他必要な保安部品は、製造打ち切り後 5 年間は使用可能状態で維持すること。
- (2) 風向風速計発信器及び記録計の精度向上等のため改善された部品は、可能な限り廉価で提供するとともに、保守点検についての技術情報を提供すること。
- (3) 風向風速計発信器及び記録計の動作不良については、速やかに対応するとともに、必要な技術情報を提供すること。

10 保証期間

無償保証期間は 1 年間とし、この期間内に通常の使用状態において発生した故障・性能低下等の欠陥事項については、売主の責任において速やかに無償で取り替えるとともに、復旧修理等の必要な措置を講じること。

また、無償保証期間外であっても、点検調整・修理等において必要とする備品等の調達・交換については、概ね 1 ヶ月以内に可能とする体制を取ること。

11 その他

売主は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に記載のない細部事項について必要と認めたときは、買主と速やかに協議し、その指示に従うものとする。